

ID: 429

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例 第17条第2項		
例 規 番 号	平成30年条例第25号		
【根拠条文】 (延滞金) 第17条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定により督促を受けた者がその督促状において指定した期日までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第118条の24第2項において準用する法第106条第3項の規定により延滞金を徴収するものとする。 2 市長は、前項の延滞金を徴収する場合において、督促を受けた者が納付しないことについて規則で定める理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例施行規則第17条の規定による。 (延滞金の減免) 第17条 条例第17条第2項に規定する規則に定める理由があると認める場合は、次のいずれかに該当するときとする。 (1) 震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又は資産を盗まれたとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けたとき。 (3) 休業、廃業、失業、病気又は負傷その他の事情により生活が困難となったとき。 (4) 納付すべき者の責めに帰すことができない理由により、徴収決定通知書又は督促状送達の実状を知ることができなかつたとき。 (5) その他特別な事情があると認められるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日